

令和7(2025)年度

朝霞市一般廃棄物処理実施計画

朝 霞 市

令和7(2025)年度朝霞市一般廃棄物処理実施計画 目次

第1編 計画概要.....	1
第1章 計画策定の趣旨.....	1
第2章 SDGsの視点を踏まえた施策の推進.....	1
第2編 朝霞市一般廃棄物処理実施計画.....	3
第1章 ごみ処理.....	3
1 処理計画量等の見込み.....	3
2 施策・取組.....	9
(1)脱炭素社会の推進.....	10
(2)排出抑制計画(リデュース・リユース).....	10
(3)再資源化計画(リサイクル).....	13
(4)収集・運搬計画.....	15
(5)中間処理計画.....	15
(6)最終処分計画.....	16
(7)ごみ処理広域化に伴うごみ処理体制の見直し.....	17
(8)災害廃棄物処理計画.....	17
3 その他.....	19
(1)市で収集・処理しないごみ.....	19
(2)市で処理する事業系一般廃棄物.....	20
第2章 食品ロス削減推進.....	21
1 施策・取組.....	21
(1)食品ロス削減の推進.....	21
第3章 生活排水処理.....	23
1 施策・取組.....	23
(1)生活排水処理施設の整備.....	23
(2)し尿及び浄化槽汚泥の処理.....	23
(3)情報発信・啓発.....	23

第1編 計画概要

第1章 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び同法施行規則第1条の3の規定に基づく一般廃棄物の処理に関する計画として、朝霞市（以下「本市」という。）では、「第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しています。

令和7（2025）年度朝霞市一般廃棄物処理実施計画（以下、「本計画」という）では、基本計画の実施のために必要な令和7（2025）年度の事業を定めるものとします。

第6次朝霞市
一般廃棄物処理基本計画
（令和6～15年度）

【本計画】
令和7（2025）年度朝霞市一般
廃棄物処理実施計画

第2章 SDGsの視点を踏まえた施策の推進



SDGs（エスディージーズ）とは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、令和12（2030）年を期限として、17のゴール（目標）と、それを実現するための169のターゲット（具体的な達成基準）で構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に取り組むものです。このうち本計画と関連する分野は以下のとおりです。

○関連する分野



ゴール（目標） No.11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

ターゲット

- 1 1. 6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
- 1 1. b 2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエント）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組②015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。



ゴール（目標） No.12 つくる責任つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する

ターゲット

- 1 2. 3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
- 1 2. 4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 1 2. 5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

OSDGsに関連した主な施策

- ・ごみの適正分別により、再生利用、減量（燃やすごみに混入している資源を適正に分別して資源化することにより環境負荷低減）
- ・食品ロスの削減
- ・事業所等での食品残渣の再生利用
- ・家具類の再生利用
- ・3 R の実践（不要なものは買わない、物を大切に繰り返し使う、分別を守り再資源化）など、市民、事業所、自治体 3 者で 3 R を実施し、ごみの減量化を進めることで、No.11「住み続けられるまちづくりを」、No.12「つくる責任つかう責任」の目標達成をめざします。

第2編 朝霞市一般廃棄物処理実施計画

第1章 ごみ処理

1 処理計画量等の見込み

基本計画に定めるごみ減量化・資源化に係る目標値に基づき、令和7（2025）年度見込量を算出します。ごみ総排出量は、令和5（2023）年度と比較すると、約4.7パーセントの削減を見込んでいます。

表2-1-1：令和7（2025）年度見込量

生活系ごみ排出量	26,725t
事業系ごみ排出量	7,088t
集団資源回収	1,046t
総排出量	34,859t
生活系ごみ1人1日排出量※1	497g／日
リサイクル率※2	33.4%

※1 生活系ごみ排出量を、第5次朝霞市総合計画後期基本計画の令和6年度人口推計値（147,430人）及び年間日数で割って求めた値

※2 集団資源回収量、クリーンセンターで中間処理後に回収される資源、搬入された資源及び焼却残渣のリサイクル量の合計を総排出量で割って求めた値

令和7年1月3日に、川口市朝日環境センターのごみ処理施設において火災が発生しました。設備の復旧までは長時間を要する見込みとのことで、同市の支援要請に基づき、令和7年1月から3月に、燃やすごみの一部を本市施設にて受け入れ、焼却処理しました。

令和7年度においても、引き続き支援要請があったことから、4月から10月頃にかけて受け入れる予定です。

表2-1-2：川口市の支援要請に基づく一般廃棄物の処理方法及び見込量

品目	受入先	処理方法	見込量
燃やすごみ	川口市	焼却	730t

※見込量や受入期間は川口市との協議により変更することがある。

表 2-1-3：家庭ごみの収集形態及び見込量

収集日による区分		収集形態	収集頻度	収集場所	搬入先	見込量
燃やすごみの日		委託収集	週 2 回	ごみ集積所	クリーンセンター	16,917t
		直接搬入	—	—	クリーンセンター	305t
クミ燃やせ 資源の 日 プラスチック	燃やせないごみ	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	966t
		直接搬入	—	—	クリーンセンター	2t
	プラスチック資源	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	1,660t
		直接搬入	—	—	—	—
資源の日	新聞	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	資源再生業者	380t
	雑誌・雑がみ	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	資源再生業者	1,369t
	布類	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	資源再生業者	509t
	ダンボール	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	資源再生業者	1,367t
	びん	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	1,007t
	かん	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	406t
	ペットボトル	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	578t
	紙パック	委託収集	週 1 回	ごみ集積所	クリーンセンター	7t
粗大ごみ		委託収集	随時	各戸収集	クリーンセンター	239t
		直接搬入	—	—	クリーンセンター	1,014t
生活系ごみ排出量計			—	—	—	26,725t
集団資源回収		—	—	—	資源再生業者	1,046t
合 計（家庭ごみ）			—			27,771t

※端数処理の関係で、合計が一致しないことがある。

○上記以外の家庭ごみの収集形態

①一時的多量ごみ

20kg を超えるごみは、ごみ排出時の指示事項（分別方法）に従って分別し、クリーンセンターに直接搬入又は市の許可業者に収集運搬を依頼。

②動物死体収集

飼い主が不明な動物死体（無料）は、市が収集を実施する。ペットの死体（有料）は、飼い主が自らクリーンセンターに持ち込むか、市が収集する。

③家庭ごみ訪問収集

日常生活によって発生する一般廃棄物を自らごみ集積所へ持ち出すことが困難な世帯に対し、戸別に訪問収集を実施する。（燃やすごみ含む）

④小型家電回収ボックス

市内公共施設（市役所、リサイクルプラザ、朝霞台出張所）で、ボックス回収を行うほか、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の認定事業者により、宅配便を利用したパソコンや小型家電製品を回収するサービスを実施する。

⑤パソコン

クリーンセンターに直接持込を行うか、「資源有効利用促進法」により、メーカー等へ回収を依頼してもらうほか、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の認定事業者により、宅配便を利用したパソコンや小型家電製品を回収するサービスを実施する。

表 2-1-4：事業系ごみの収集形態及び見込量

ごみの区分	収集形態	搬入先	見込量
燃やすごみ	許可業者	クリーンセンター	6,523t
	直接搬入		501t
燃やせないごみ	許可業者		0t
	直接搬入		20t
粗大ごみ	許可業者		0t
	直接搬入		44t
クリーンセンター搬入量 合計			7,088t
燃やすごみ	許可業者※1	オリックス資源循環(株)寄居工場	96t
	許可業者※2	J R S	6t
	許可業者※3	北進重機(株)	5,160t
	許可業者※4	アイルクリーンテック	6t
	許可業者※5	大村商事(株)（処分業）	344t
	許可業者※6	ニューエナジーふじみ野(株)	67t

※1 紙くず、動植物性残渣

※2 食品廃棄物

※3 木くず

※4 食品廃棄物

※5 食品廃棄物、剪定枝、刈草を堆肥化

※6 食品廃棄物

表 2-1-5：ごみ処理施設別の処理方法及び見込量

施設名	ごみの区分	処理方法	見込量
ごみ焼却処理施設	燃やすごみ	焼却	25,465t
粗大ごみ処理施設	燃やせないごみ	破碎選別	987t
	粗大ごみ		1,298t
あき缶資源化施設	資源ごみ(かん)	選別圧縮	406t
プラスチック類処理施設	プラスチック・ペットボトル	選別圧縮	2,238t
合 計			30,394t

※ごみ焼却処理施設の見込量は、川口市からの受入量と粗大ごみ処理施設で発生した木くずを含む

※粗大ごみ処理施設の見込量は、プラスチック処理施設で手選別されたプラスチックを含む

表 2-1-6：ごみ処理施設で処理できない不適燃焼物の処理方法及び見込量

品目	搬入先	処理方法	見込量
布団	一般廃棄物処理業者	焼却	120t

表 2-1-7：中間処理後の残渣物の「再資源化処理」方法及び見込量（資源化量）

品目	搬入先	処理方法	見込量
廃プラスチック※１ 軟質プラスチック※１	(株)エコ計画（寄居町、嵐山町）	焼却（熱利用）	530t
	オリックス資源循環(株)（寄居町）	熱分解ガス化改質	550t
廃プラスチック※１	(株)築館クリーンセンター(宮城県栗原市)	再生砕石資源化	140t
	(株)ナリコー（千葉県成田市）	焼却（熱利用）	120t
容器包装プラスチック※２	容器包装リサイクル協会 指定事業者	容器包装リサイクル 協会指定	714t
びん（無色・茶色・その他）※３			992t
不燃物※４	オリックス資源循環(株)（寄居町）	熱分解ガス化改質	10t
乾電池・ スプリングマットレス	JFE 条鋼(株)（茨城県神栖市）	電炉による 高温熔融処理	47t
スプレー缶・ライター※５	一般廃棄物処理業者	再資源化	36t
蛍光管			10t
フロン類使用小型家電			1t
ペットボトル	資源物売払い業者		613t
残渣ペットボトル※６			70t
製品プラスチック			34t
新聞			380t
雑誌・雑がみ			1,369t
布類			509t
ダンボール			1,367t
かん			369t
紙パック			7t
アルミガラ			13t
磁性物			451t
コート・ステンレス類・鉄くず			22t
廃家電			1t
二次電池・充電式小型家電等			2t
合 計			8,357t

※1 プラスチック類処理施設から発生する軟質プラスチック及び粗大ごみ処理施設で破碎選別された可燃性残渣（廃プラスチック）で、クリーンセンターでは処理できないもの

※2、3 容器包装リサイクル法対象の品目

※4 粗大ごみ処理施設で破碎選別された不燃物残渣で、クリーンセンターでは処理できないもの

※5 粗大ごみ処理施設で選別されたクリーンセンターで処理できないスプレー缶・ライター

※6 ペットボトルのうち、再資源化基準に適合しないペットボトル

表 2-1-8：焼却灰（主灰、固化灰・飛灰）の再資源化処理方法及び見込量

品目	搬入先	処理方法	見込量
主灰・飛灰	太平洋セメント㈱（熊谷市）	セメント原料化	300t
主灰	ツネイシカムテックス㈱（寄居町）	人工砂化	1,060t
	渡辺産業㈱（栃木県日光市）	再生砕石資源化	750t
主灰・固化灰	㈱築館クリーンセンター（宮城県栗原市）	再生砕石資源化	300t
合 計			2,410t

表 2-1-9：焼却灰の最終処分（埋立）搬入先及び見込量

品目	搬入先	面積	全体容量	埋立完了 予定年月	見込量
主灰	埼玉県環境整備センター （寄居町）	268,000 m ²	1,930,000 m ³	R13 年 3 月	50t
固化灰	㈱ウィズウェストジャパン （福島県小野町）	63,907 m ²	1,101,180 m ³	R8 年 3 月	474t
主灰 固化灰	ジークライト㈱ （山形県米沢市）	121,786 m ²	4,270,674 m ³	R20 年 12 月	250t
合 計					774t

表 2-1-10：不燃物の最終処分（埋立）搬入先及び見込量

最終処分搬入先	面積	全体容量	埋立完了 予定年月	見込量
埼玉県環境整備センター （寄居町）	268,000 m ²	1,930,000 m ³	R13 年 3 月	100t
ジークライト㈱ （山形県米沢市）	121,786 m ²	4,270,674 m ³	R20 年 12 月	13t
合 計				113t

表 2-1-11：廃プラスチック焼却処分・埋立搬入先及び見込量

焼却処分搬入先	最終処分（埋立）搬入先	見込量
㈱ナリコー （千葉県成田市）	㈱ウィズウェストジャパン （福島県小野町）	160t

※廃プラスチックの焼却灰を埋立する。焼却により減容化され、埋立量は 24t と見込んでいる。
（表 2-1-9 参照）

表 2-1-12：朝霞市一般廃棄物処理業許可業者一覧（収集運搬）

業者名	所在地	業種
株式会社アシスト	朝霞市大字上内間木 407-5	ごみ
片山商事株式会社	朝霞市栄町 5-6-19	ごみ
片山商事株式会社	さいたま市見沼区深作 5-18	ごみ
大村商事株式会社	朝霞市大字上内間木 713-8	ごみ
株式会社勤労衛生	和光市下新倉 6-13-15	ごみ
株式会社東日本サービス	さいたま市見沼区染谷 1-317	ごみ
株式会社野島商事	新座市本多 1-6-7	ごみ
株式会社木下フレンド	所沢市東所沢和田 3-1-10	ごみ
太誠産業株式会社	豊島区南池袋 3-14-11 中町ビル 4F	ごみ
有限会社志木リサイクル	志木市中宗岡 5-14-27	ごみ
有限会社丸松産業	新座市大和田 2-231-1	ごみ
株式会社ヤマキ	熊谷市三ヶ尻字新山 3884	ごみ
株式会社グリーンエコ	朝霞市大字上内間木 544-1	ごみ
北進重機株式会社	群馬県渋川市川島 1839-1	ごみ
栗原興業株式会社	朝霞市泉水 3-2-3	ごみ
株式会社高橋産商	さいたま市北区吉野町 2-5-12	ごみ

※許可有効期間

- ・令和 5（2023）年 4 月 1 日～令和 7（2025）年 3 月 31 日
 (株)グリーンエコ、北進重機(株)、(有)志木リサイクル、(有)丸松産業、(株)ヤマキ、栗原興業(株)
- ・令和 6（2024）年 4 月 1 日～令和 8（2026）年 3 月 31 日
 (株)アシスト、片山商事(株)、片山商事(株)（旧東武清運）、大村商事(株)、(株)勤労衛生、(株)東日本サービス、(株)野島商事、(株)木下フレンド、大誠産業(株)、(株)高橋産商

※(株)高橋産商は、食品廃棄物に限る。(株)グリーンエコは、剪定枝等に限る。北進重機(株)は、(株)グリーンエコ、大村商事(株)からの受け入れに限る。

表 2-1-13：朝霞市一般廃棄物処理業許可業者一覧（収集運搬・特定家電持込限定）

業者名	所在地	業種
有限会社ジャパンクリーンサービス	志木市本町 5-5-24	特定家電
日本興業株式会社	和光市本町 20-14	特定家電
有限会社大和清掃	和光市白子 3-21-14	特定家電

※許可有効期間：令和 6（2024）年 8 月 19 日～令和 8（2026）年 8 月 18 日

表 2-1-14：朝霞市一般廃棄物処理業許可業者一覧（処分業）

業者名	所在地	業種
株式会社アシスト	朝霞市大字上内間木 407-5	ごみ
大村商事株式会社	朝霞市大字上内間木 713-8	ごみ

※許可有効期間：令和 6（2024）年 4 月 1 日～令和 8（2026）年 3 月 31 日

2 施策・取組

	施策の区分	施策の項目	
		家庭ごみ	事業系ごみ
(1)	脱炭素社会の推進	(ア) 3 Rを通じた環境配慮行動の推進 (イ) 低公害車の導入 (ウ) 温室効果ガス排出量の削減	
(2)	排出抑制計画 (リデュース・リユース)	(ア) 生ごみ減量化の推進 (イ) 食品ロス削減の推進 (ウ) 市民への意識啓発 (エ) 環境教育の充実 (オ) 啓発イベントの実施 (カ) 再利用の推進 (キ) ごみ処理に係る費用負担の検討	(ア) 生ごみの排出実態調査の実施等による情報収集 (イ) 食品ロス削減の推進 (ウ) 事業者への意識啓発 (エ) ごみの減量・再資源化事業の検討 (オ) 国や関係機関等への要望
(3)	再資源化計画 (リサイクル)	(ア) 分別排出の徹底 (イ) 集団資源回収活動の促進 (ウ) 小型家電品の再資源化 (エ) 紙類の再資源化の推進 (オ) 生ごみの再資源化の推進 (カ) 剪定枝等の再資源化の推進 (キ) プラスチック資源の再資源化の推進	(ア) 立入検査・指導の推進 (イ) 紙類の再資源化の推進 (ウ) 生ごみ再資源化の推進
(4)	収集・運搬計画	(ア) ごみ集積所の管理 (イ) 有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知 (ウ) 収集業者と意見交換の実施 (エ) 事業系ごみ排出の適正化 (オ) 高齢者・障害のある方への支援	
(5)	中間処理計画	(ア) 安全・適正な維持管理 (イ) 中間処理に係る新技術の情報収集	
(6)	最終処分計画	(ア) 最終処分場の確保 (イ) 最終処分場の延命化 (ウ) 現地調査・確認の実施 (エ) 最終処分に係る啓発の実施	
(7)	ごみ処理広域化に伴う ごみ処理体制の見直し	(ア) ごみ処理広域化事業の着実な実施 (イ) ごみ処理広域化事業についての情報発信 (ウ) 資源の広域処理の検討 (エ) 効率的な収集運搬体制の検討 (オ) ごみの直接搬入システムの検討	
(8)	災害廃棄物処理計画	(ア) 災害時の処理体制の構築 (イ) 支援体制の確保	

(1)脱炭素社会の推進

脱炭素社会を推進するため、市民・事業者に対し、3Rに対する意識啓発や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の徹底などについて周知を行います。

○令和7（2025）年度重点施策〔表2-2-1〕

- （ア）3Rを通じた環境配慮行動の推進
 - ・環境や3Rに関する講座等の開催
 - ・環境配慮行動に関する情報の発信
- （ウ）温室効果ガス排出量の削減
 - ・可燃ごみ排出量の削減に向けた情報の発信

表2-2-1：脱炭素社会の推進に関する主な取組

★は重点施策

施策	内容
（ア）3Rを通じた環境配慮行動の推進 ★	・環境や3Rに関する環境教育・環境学習の機会の充実 ・環境配慮行動に関する情報の発信
（イ）低公害車の導入	・収集車両への低公害車への導入の推奨 ・収集・運搬業務における環境負荷の低減策の検討
（ウ）温室効果ガス排出量の削減 ★	・ごみ排出量の削減を通じた焼却による二酸化炭素排出量の削減

(2)排出抑制計画(リデュース・リユース)

本市のごみ総排出量及び市民1人1日あたりの排出量は、令和2年度をピークに減少傾向にあります。今後も引き続きごみ排出量を減らすためには、市民及び事業者のごみ減量・適正分別・食品ロス削減に対する意識を高めることが必要であることから、環境教育を充実し自主的な活動を促進していきます。また、資源物の回収など再使用・再資源化を促進し、廃棄物の抑制に努めます。

○令和7（2025）年度重点施策

①家庭ごみ〔表2-2-2〕

- （ア）生ごみの減量化の推進
 - ・可燃ごみ排出量の削減に向けた情報の発信
- （ウ）市民への意識啓発
 - ・ごみ排出量の状況、ごみ処理の現状や取組の情報発信
 - ・環境月間、3R推進月間、食品ロス削減月間、分別キャンペーン月間
 - ・プラスチックごみの適正排出
- （オ）啓発イベントの実施
 - ・街頭啓発活動や講座等の実施
- （カ）再利用の推進
 - ・資源回収ボックス設置店舗の周知

②事業系ごみ〔表 2-2-3〕

(イ) 食品ロス削減の推進・(ウ) 事業者への意識啓発

- ・事業系ごみ削減キャンペーンや市ホームページ等を活用した情報発信
- ・小規模事業者への適正排出の啓発
- ・事業者へ「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を啓発
- ・大規模事業所・多量排出事業者への立入検査

(エ) ごみの減量・再資源化事業の検討

- ・市役所におけるごみの再資源化の推進

○各施策の主な取組

表 2-2-2：家庭ごみの主な取組

★は重点施策

施 策	内 容
(ア) 生ごみ減量化の推進 ★	・家庭での水切りの推進 ・街頭啓発活動や環境月間での、水切りネット配布 ・賞味期限内不要食品の回収及び配布
(イ) 食品ロス削減の推進	第 2 章に記載
(ウ) 市民への意識啓発 ★	・広報、市ホームページ、街頭啓発活動、環境月間、3 R 推進月間、分別キャンペーン等を活用し、ごみ排出量・ごみ処理の現状等を発信 ・プラスチックごみの適正な分別・排出やマイバッグ利用促進等による啓発 ・外国人住民や単身世帯への適正な分別・排出の啓発
(エ) 環境教育の充実	・リサイクルプラザ企画運営協議会や民間事業者等との協働で講座を実施 ・クリーンセンターの見学者への説明内容の充実
(オ) 啓発イベントの実施 ★	・街頭啓発活動や環境月間、3 R 推進月間、分別キャンペーン等での啓発
(カ) 再利用の推進 ★	・リサイクル家具類販売事業及びリサイクルショップ事業の実施 ・スクールグッズシェアリング事業の実施支援 ・広報、市ホームページ等を活用し、資源回収ボックス設置店舗の情報を発信
(キ) ごみ処理に係る費用負担の検討	・家庭ごみの有料化に伴う効果の検証について、先進事例の情報収集

表 2 - 2 - 3 : 事業系ごみの主な取組

★は重点施策

施 策	内 容
(ア) 生ごみの排出実態調査の実施等による情報収集	・ 生ごみの排出実態について、クリーンセンターや排出事業所への調査を行うなどして情報収集
(イ) 食品ロス削減の推進 ★	第 2 章に記載
(ウ) 事業者への意識啓発 ★	・ 県と連携した事業系ごみ削減キャンペーンや市ホームページ、食品ロス削減月間等で、事業系ごみの発生状況・排出方法・減量・再資源化の啓発 ・ クリーンセンターにおける搬入ごみ展開検査の実施 ・ 大規模事業所、多量排出事業者への立入検査において、ごみ減量の助言・指導 ・ 市内事業者へ減量の啓発 ・ 市内事業者への、ごみ処理に関する自発的な取組ができるような体制の検討
(エ) ごみの減量・再資源化事業の検討 ★	・ 資源回収ボックス設置店の周知 ・ 木質バイオマスの再資源化事業者の紹介 ・ 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出及び適切な指導 ・ 先進的な減量・再資源化方法の調査 ・ 市役所・イベント開催等での廃棄物排出抑制・再資源化の推進
(オ) 国や関係機関等への要望	・ 製造事業者等に対する製品の廃棄後の適正処理及び再資源化の責務に関する法的整備を国や関係機関に要望

(3)再資源化計画(リサイクル)

可燃ごみに混入する雑がみ・金属類の分別排出の徹底及び集団資源回収の登録団体増加、回収量の増加に引き続き取組めます。再資源化等についての理解を深めていただくため、各種講座の開催、クリーンセンター見学会を実施します。事業者へは、一般廃棄物減量等計画書に基づく立入検査で再資源化の取組、分別・処理方法等を指導します。また、ごみ組成で厨芥類が多いことから、食品残渣の再資源化に関する情報や「食品ロスの削減の推進に関する法律」について啓発し、再資源化を促進します。

○令和7（2025）年度重点施策

①家庭ごみ〔表2-2-4〕

（ア）分別排出の徹底

- ・分別パンフレット、集積所用分別看板の配布
- ・ごみ分別アプリの利用促進・啓発
- ・広報、市ホームページ、3R推進月間、環境月間、分別キャンペーン等での適正な分別の啓発
- ・可燃ごみに混入している雑がみ・金属類の分別徹底
- ・リチウムイオン電池やスプレー缶、注射針などの適正排出の啓発
- ・管理人や管理会社と協力した分別排出等の周知

（ウ）小型家電品の再資源化

- ・小型家電回収ボックスの周知・積極的な活用の啓発

（エ）紙類の再資源化の推進

- ・紙類（特に雑がみ）の分別・再資源化の周知啓発
- ・紙類の再資源化方法の調査

②事業系ごみ〔表2-2-5〕

（ア）立入検査・指導の推進

- ・立入検査の機会を通じて再資源化の推進、適正分別の指導

（イ）紙類の再資源化の推進

- ・古紙再生事業者の紹介
- ・適正な分別の推進

（ウ）生ごみの再資源化の推進

- ・大規模事業所立入検査による再資源化促進
- ・事業者へ「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を啓発

○各施策の主な取組

表 2 - 2 - 4 : 家庭ごみの主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 分別排出の徹底 ★	・ 分別パンフレット、集積所用分別看板の配布 ・ 市民活動団体と協働で作成したごみ分別アプリの利用促進・啓発 ・ 広報、市ホームページ等による適正な分別排出の啓発 ・ 雑がみの分別徹底や二次電池類・スプレー缶などの適正排出の啓発 ・ 職員によるごみ集積所分別監視パトロールで、直接指導を実施（訪問、パンフ、チラシ配布） ※特に転出入の多い単身者、外国人への分別排出の啓発
(イ) 集団資源回収活動の促進	・ 集団資源回収活動の認知度を高めて登録団体数の増加を図る ・ 既存団体へ再周知を図り、資源回収率の向上を図る
(ウ) 小型家電品の再資源化 ★	・ 適正な分別排出の推進 ・ 認定事業者の動向や、引取り条件などを踏まえた処理体制の整備 ・ 二次電池の回収方法の周知徹底
(エ) 紙類の再資源化の推進 ★	・ 可燃ごみへ混入している、再生利用可能な紙類（特に雑がみ）の適正分別を啓発 ・ 他自治体の紙類の再資源化方法等の調査
(オ) 生ごみの再資源化の推進	・ 新たな再資源化方法についての調査
(カ) 剪定枝等の再資源化の推進	・ 広報、市ホームページ等による木くずや刈草類の再資源化事業者の紹介
(キ) プラスチック資源の再資源化の推進	・ プラスチック資源の分別排出方法の周知 ・ 製品プラスチックのマテリアルリサイクルの検討 ・ ペットボトルの水平リサイクルの確立

表 2 - 2 - 5 : 事業系ごみの主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 立入検査・指導の推進 ★	・ 大規模事業所、多量排出事業者への立入検査において、ごみ減量の助言・指導
(イ) 紙類の再資源化の推進 ★	・ 紙類の再資源化ルートに関する情報収集、事業者への古紙再生事業者の紹介等の情報提供、啓発 ・ 適正な分別の推進
(ウ) 生ごみの再資源化の推進 ★	・ 事業者に対する生ごみの再資源化の啓発、立入検査による再資源化促進 ・ 食品廃棄物の排出事業者への食品リサイクル法を遵守するよう啓発、指導

(4)収集・運搬計画

収集、運搬作業の効率化、事故防止等のため、収集業者と定期的に調整会議を開催するとともに、事業系ごみの適正排出の指導、啓発を実施します。また、高齢者や障害のある方に対し、関係機関と連携し家庭ごみ訪問収集制度を実施します。

○令和7（2025）年度重点施策〔表2－2－6〕

（ア）ごみ集積所の管理

- ・備品管理や清掃、適正排出などごみ集積所の適正管理の啓発

（イ）有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知

- ・収集における事故防止等のため、広報、市ホームページ等での周知

（ウ）収集業者と意見交換の実施

- ・収集・運搬作業の効率化や事故防止のため、収集業者と意見交換の実施

○各施策の主な取組

表2－2－6：収集・運搬の主な取組

★は重点施策

施策	内容
（ア）ごみ集積所の管理 ★	・注意看板の設置や監視パトロールによりごみ排出マナーの向上を図る ・ごみ分別容器やクリーンネット等の貸出しによる分別の徹底とごみ排出マナーの向上を図る ・ごみ集積所の管理方法・負担軽減策等の調査
（イ）有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知 ★	・劇薬物、感染性廃棄物、在宅医療廃棄物による感染防止のため、注射針等の適正な廃棄に関する啓発
（ウ）収集業者と意見交換の実施 ★	・収集・運搬作業の効率化や事故防止のために、収集業者と意見交換を実施
（エ）事業系ごみ排出の適正化	・ごみ集積所への事業系ごみ排出防止指導 ・小規模事業者の適正排出のための啓発方法の調査
（オ）高齢者・障害のある方への支援	・関係機関と連携し、家庭ごみ訪問収集制度の実施、啓発

(5)中間処理計画

ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、あき缶資源化施設及びプラスチック類処理施設が円滑に稼働するよう定期保守管理及び緊急時の適切な対応を実施します。

○令和7（2025）年度重点施策〔表2－2－7〕

（ア）安全・適正な維持管理

- ・定期的な点検、清掃、補修整備による予防保全の徹底、各施設の延命化
- ・状況に応じた施設の運転管理
- ・適正な維持管理の実施

○各施策の主な取組

表 2 - 2 - 7 : 中間処理の主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 安全・適正な維持管理 ★	・ 定期的な点検、清掃、補修整備による予防保全の実施 ・ ごみ処理量の変化に対応した効率的で効果的な運転管理計画の策定と実施 ・ 事故のない安全で適正な維持管理の実施
(イ) 中間処理に係る新技術の情報収集	・ 処理の効率化・コスト削減に資する新技術・事業者等について情報収集を実施

(6)最終処分計画

市内には焼却灰等を埋め立てる最終処分場がなく、他の自治体等に処分を委託していることから、ごみ減量化、再資源化を推進するとともに、最終処分地の現状及び動向を把握し、継続的に安定した最終処分ができるよう努めます。

○令和 7（2025）年度重点施策〔表 2 - 2 - 8〕

(イ) 最終処分場の延命化

- ・ ごみ減量・再資源化を推進し、最終処分場の延命化を図る。

(エ) 最終処分に係る啓発の実施

- ・ 本市の最終処分の現状等についての啓発

○各施策の主な取組

表 2 - 2 - 8 : 最終処分の主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 最終処分場の確保	・ 埋立完了時期や最終処分地としての適性、処分コストを考慮した最終処分場の確保
(イ) 最終処分場の延命化 ★	・ 焼却灰のセメント原料化、人工砂原料化、路盤材化などの再資源化の推進 ・ 廃プラスチック残渣、軟質プラスチック、不燃残渣の再資源化の推進 ・ 再資源化技術の動向や再資源化事業者に関する情報収集
(ウ) 現地調査・確認の実施	・ 法令による現地確認の実施
(エ) 最終処分に係る啓発の実施 ★	・ 最終処分の現状に関する市民、事業者へ周知（現況、埋立量の減量、環境への負荷等）

(7)ごみ処理広域化に伴うごみ処理体制の見直し

ごみ処理広域化は、本市のごみ処理体制を大きく変えることになるため、令和 12（2030）年度のごみ広域処理施設稼働に向けて、和光市や朝霞和光資源循環組合と連携し、着実に事業を進めます。

○令和 7（2025）年度重点施策〔表 2－2－9〕

（イ）ごみ処理広域化事業についての情報発信

- ・事業が市民に十分に周知されるよう、事業概要等についての情報発信

○各施策の主な取組

表 2－2－9：ごみ処理広域化の主な取組

★は重点施策

施策	内容
（ア）ごみ処理広域化事業の着実な実施	・和光市や朝霞資源循環組合と連携した事業の着実な実施
（イ）ごみ処理広域化事業についての情報発信 ★	・広報、市ホームページ等により、事業が市民に十分に周知されるよう、事業概要等についての情報発信
（ウ）資源の広域処理の検討	・びん、かん、ペットボトル等の資源物の具体的な広域処理の手法についての継続的な協議
（エ）効率的な収集運搬体制の検討	・ごみ広域処理施設への搬入について、安全かつ効率的な収集運搬ルート及び収集運搬体制の構築に向けた検討 ・和光市と排出方法の異なる燃やせないごみ、粗大ごみの収集システムについての継続的な協議
（オ）ごみの直接搬入システムの検討	・搬入先の変更について市民及び事業者へ周知を図るほか、円滑な受入体制の構築に向けた継続的な協議

(8)災害廃棄物処理計画

災害時における廃棄物処理体制の構築を図ります。また、本市で対応困難な場合には、「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」に基づく処理の応援要請及び他団体への支援を求め、他団体から応援要請があった場合には、協定に基づき支援を実施します。

○令和 7（2025）年度重点施策〔表 2－2－10〕

（ア）災害時の処理体制の構築

- ・災害発生時のごみ処理を円滑に行うための体制の構築
- ・ごみ広域処理施設での災害廃棄物処理について、和光市や朝霞和光資源循環組合との継続的な協議

（イ）支援体制の確保

- ・川口市からの協力要請に基づく支援の実施

○各施策の主な取組

表 2 - 2 - 1 0 : 災害廃棄物処理の主な取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 災害時の処理体制の構築 ★	・ 発災後の迅速な情報収集及び処理体制の構築 ・ 災害廃棄物の仮置場の確保 ・ 処理施設の予防保全、電源・水源の確保、被災時の処理体制等に関する調査研究 ・ ごみ広域処理施設での災害廃棄物処理について、和光市や朝霞和光資源循環組合との継続的な協議 ・ 災害発生時のごみ処理における再資源化の推進
(イ) 支援体制の確保 ★	・ 災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定に基づく処理の応援要請及び他団体への支援 ・ 民間事業者との協議による被災時に必要な人員、機材の確保に関する調査研究

3 その他

(1)市で収集・処理しないごみ

法及び条例の規定により、下記の廃棄物・対象機器等は、市では収集・処理しないものとします。[表2-3-1]

表2-3-1：市で収集・処理しないもの

区分	事例	処理方法
適正処理困難物	・ 石材、コンクリート、ブロック、レンガ、門扉、浴槽、タイル、洗面台、流し台、物置、畳、ピアノ、オルガン、エレクトーン、耐火金庫、ドラム缶、オートバイや自動車とその関連機器部品など	・ 販売店又は専門処理業者等への引取依頼
有害性のある物	・ バッテリー、ペンキ、農薬、化学薬品など	
危険性のある物	・ ガスボンベ、消火器など	
引火性のある物	・ 廃油、灯油、ガソリンなど	
著しく悪臭を発する物	・ 人のし尿及び浄化槽に係る汚泥など	
特別管理一般廃棄物（人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れのある性状を有する廃棄物）	・ 廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれる PCB 使用部品 ・ 集じん施設によって集められたばいじん ・ 感染性一般廃棄物	・ 取扱事業者又は専門処理業者等への引取依頼
市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は、市の処理施設の機能に支障が生ずる物	・ 農業系廃棄物、土砂・建築系廃棄物など	
家電リサイクル法該当家電	・ エアコン ・ テレビ（ブラウン管式又は液晶・プラズマ式） ・ 冷蔵（凍）庫 ・ 洗濯機 ・ 衣類乾燥機	・ 当該機器を購入又は同じ種類の製品を購入する家電小売店などに引取依頼 ・ 市の許可業者に依頼 ・ 排出者が指定引取場所へ持込み
資源有効利用促進法対象品	・ ディスプレイ（ブラウン管式）	・ メーカーなどの委託を受けた業者による個別回収 ・ 排出者が指定回収場所へ持込み
	・ ボタン電池 ・ 充電式電池	・ 排出者が電池を外して回収協力店へ返却 ※返却できない場合は有害ごみとして排出

(2)市で処理する事業系一般廃棄物

下記以外は、市では処理しません。[表2-3-2]

※分別されていない廃棄物は受け入れません。

表2-3-2：市で処理可能な事業系一般廃棄物の例

種類	主なもの（具体例）、注意点		
資源	紙類	OA用紙	・コピー用紙など
		雑誌・雑がみ	・雑誌、本、パンフレット、ノート、メモ用紙、包装紙、ビニールを取ったティッシュの空き箱など ※次のものは必ず取り除く。 金属類（金具、クリップなど）、布類（とじひもなど）、ゴム
		ダンボール	・ダンボール
		新聞	・新聞紙、折り込みチラシ
		紙パック	・牛乳パックなど ※内側が白色のもの
	布類		・衣料品、毛布、シーツ、タオルなど ※汚れていないもの
燃やすごみ		・生ごみ ※水分をしっかりと切る ・草木類 ※直径5cm未満、長さ50cm未満のものに限る ・写真、圧着はがき、感熱紙 ・匂いの付いた紙などのリサイクルできない紙類など	
粗大ごみ		・木製の家具類、木（直径10cm未満）など ※長さ180cm未満のものに限る。	

なお、次の品目は、事業者が直接搬入し、少量である場合（従業員が飲食したものなどの事業活動に伴わないもの）に限り、受け入れます。

表2-3-3：少量で直接搬入に限り受け入れ可能なものの例

種類	主なもの（具体例）、注意点
ペットボトル	・飲料用などのペットボトル ※キャップとラベルは必ず取り、軽くすすぐ。
びん・かん類	・飲料用などのびん・かん類 ※軽くすすぐ。
プラスチック	・ペットボトルのふた・ラベル ・お弁当・カップ麺などのプラスチック容器など ※1日45リットル袋で2袋まで受け入れ可能

第2章 食品ロス削減推進

1 施策・取組

(1)食品ロス削減の推進

食品ロス削減に対する市民及び事業者の意識を高め、家庭及び事業所からの食品ロスの排出抑制と減量化に取り組むことで、食品ロスを削減します。

○令和7（2025）年度重点施策

①家庭ごみ〔表3－1－1〕

（ア）リサイクルプラザでの食品ロス削減事業の実施

- ・ 不用になった賞味期限内の食品の回収・配布事業の実施

（イ）家庭における食品ロス削減の実践方法についての発信

- ・ 実践しやすい家庭での食品ロス削減方法について、広報、市ホームページ、市SNS等を活用した情報発信

②事業系ごみ〔表3－1－2〕

（ア）情報収集及び事業者の啓発

- ・ 事業者へ「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」を啓発

（ウ）立入検査時の指導及び情報提供

- ・ 立入検査を実施し、直接助言や指導を実施

（エ）「おいしい食べきり運動」の実施

- ・ 運動実施啓発による飲食店等の食品ロス削減の推進

○各施策の主な取組

表3－1－1：家庭ごみの取組

★は重点施策

施策	内容
（ア）リサイクルプラザでの食品ロス削減事業の実施 ★	・ 不用になった賞味期限内の食品を回収し、子ども食堂へ配布するフードドライブの継続実施
（イ）家庭における食品ロス削減の実践方法についての発信 ★	・ ライフスタイルやターゲットに応じた実践しやすい家庭での食品ロス削減方法について、広報、市ホームページ、市SNS等を活用した情報発信
（ウ）給食の食べ残しの削減	・ 給食の食べ残しを減らす取組や生ごみのたい肥化の推進とともに、食品ロスを身近な問題として理解を深めるように意識啓発
（エ）食品ロスに係る市民の理解促進	・ 食品ロスの現状、食べきりや使い切りについての情報発信

表 3 - 1 - 2 : 事業系ごみの取組

★は重点施策

施策	内容
(ア) 情報収集及び事業者の啓発 ★	・ 事業者の食品ロス削減等についての有効な取組を広報、市ホームページ、市SNS等で紹介し、食品廃棄物を排出する事業者へ啓発
(イ) 事業所に対する指導	・ クリーンセンター搬入時における指導及び情報提供
(ウ) 立入検査時の指導及び情報提供 ★	・ 多量排出事業者に対して立入検査を実施し、食品ロス削減や再生利用等について直接助言や指導を実施
(エ) 「おいしい食べきり運動」の実施 ★	・ 食べきり運動の啓発を実施し、飲食店等における食べ残し等の削減による食品ロスの削減を推進

第3章 生活排水処理

1 施策・取組

(1)生活排水処理施設の整備

(ア) 下水道施設の計画的整備

- ・令和5（2023）年2月に策定した「社会資本総合整備計画」で定めた、令和9（2027）年度までに下水道処理区域整備率100%とする目標達成に向けた、公共下水道整備の継続実施

(イ) 下水道の普及と適切な維持管理

- ・下水道の利用ができる区域における水洗便所への改造費用に対する融資あっせんや、下水道排水設備工事に対する補助金交付等による下水道普及の取り組みの推進
- ・下水道事業の安定的な継続実施のための管渠・マンホール・ポンプ場等の適切な維持管理の実施

(ウ) 合併処理浄化槽の設置推進

- ・単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の推進

(エ) 浄化槽の適正な維持管理の推進

- ・浄化槽の設置者への維持管理義務についての情報発信

(2)し尿及び浄化槽汚泥の処理

(ア) 収集・運搬計画

- ・し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を朝霞地区一部事務組合の許可業者により実施

表4-2-1：許可業者一覧

業者名	所在地	業種
大村商事株式会社	志木市下宗岡2-18-20	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業
片山商事株式会社	朝霞市栄町5-6-19	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業
片山商事株式会社 大和田支店	新座市大和田4-11-10	し尿収集運搬業
株式会社勤労衛生	和光市下新倉6-13-15	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業
有限会社大和清掃	和光市白子3-21-14	し尿収集運搬業 浄化槽清掃業

(イ) 中間処理計画

収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、朝霞地区一部事務組合のし尿処理場で適正処理を継続

(ウ) 最終処分計画

し渣は、志木地区衛生組合新座環境センターで焼却処理を継続

(3)情報発信・啓発

(ア) 環境学習の充実

- ・家庭において生活排水対策ができるよう環境学習の場を提供

(イ) 環境情報の提供

- ・広報・市ホームページ等による情報発信